

関係者ヒアリングの結果概要について

今後の出入国在留管理行政の在り方に関する検討に資するため、広く国民の声を聴くという観点に立ち、幅広い関係者から意見等を聴取する関係者ヒアリングを実施するもの。

【開催状況】 ★は今回の報告対象

○令和2年度

- ・第1回 2月19日(金) 佐賀県鳥栖市市民環境部市民協働推進課
下川 有美 氏
- ・第2回 2月22日(月) NPO法人国際活動市民中心(CINGA)
新居 みどり 氏
- ・第3回 3月 5日(金) 株式会社オリジネーター, 一般社団法人外国人
雇用協議会, 一般社団法人国際人流振興協会
工藤 尚美 氏
- ・第4回 3月 9日(火) 日本行政書士会連合会
- ・第5回 3月10日(水) ランゲージワン株式会社
カブレホス セサル 氏
- ・第6回 3月15日(月) 内定ブリッジ株式会社
浅海 一郎 氏
- ・第7回 3月16日(火) 一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)
- ・第8回 3月26日(金) 神奈川県横浜市教育委員会事務局
学校教育企画部小中学校企画課
土屋 隆史 氏
- ・第9回 3月26日(金) 静岡県浜松市教育委員会学校教育部指導課
教育総合支援センター 外国人支援グループ
櫻井 敬子 氏
- ・第10回 3月30日(火) NPO法人青少年自立援助センター
田中 宝紀 氏

○令和3年度

- ・第1回 4月 6日(火) 一般社団法人 kuriya
海老原 周子 氏
- ・第2回 4月 8日(木) 認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ
高橋 清樹 氏
- ・第3回 4月 9日(金) 一般財団法人外国人材共生支援全国協会(NAGOMi)

- ・第4回 4月12日(月) 桃山学院教育大学
オチャンテ 村井 ロサ メルセデス 先生
- ・第5回 4月14日(水) NPO法人愛伝舎
坂本 久海子 氏
- ・第6回 4月16日(金) 東京外国語大学
小島 祥美 先生
- ・第7回 4月20日(火) 三重県鈴鹿市
- ・第8回 4月21日(水) 一般社団法人日本海外協会
林 隆春 氏
- ★第9回 5月10日(月) NPO法人神戸定住外国人支援センター(KFC)
福山 恵 氏, フフデルゲル 氏
- ★第10回 5月13日(木) 一般社団法人新経済連盟

【結果概要】

- ・第9回(令和3年5月10日)
NPO法人神戸定住外国人支援センター(KFC)
福山 恵 氏, フフデルゲル 氏
(意見のポイント)
 - 2000年の介護保険制度開始後、制度に対する誤解や文化的な違いのため、制度を利用しようとならない外国人高齢者が多かったことから、「ベトナム人交流会」等の機会を利用して外国人高齢者に制度を説明し、利用を促した。
 - 外国人高齢者は在留期間更新の手続を失念することが多く、手続のために出かけるのも大変である。高齢者については5年間の在留期間を認める、在留カードの更新を不要とするなどの措置をとってほしい。
 - 言葉や文化の壁のため、外国人住民はそもそも行政サービスの存在を知らずに利用できないことが多い。外国人住民が行政サービスをより利用しやすいように工夫が必要である。特に行政サービスを理解しており、通訳を介さず直接会話のできる職員を配置してほしい。
 - 技能実習生等の外国人労働者についても、住民としてフォローをしてほしい。彼らは短期労働者であるとして行政サービスを受けられていないように思う。
 - 中国残留邦人については一世の人口が減り、二世が高齢になりつつある。一世には法律に基づく国の支援策が多くある一方で、二世にはそれがないため、行政において何らかの対応を検討してほしい。
 - 外国人高齢者が要介護認定を申請しても、訪問調査等の際に通訳がい

ないと内容を理解できない。さらに、介護保険制度は複雑であり、言語ができて外国人高齢者に説明することは困難である。制度を理解しており、言語もできるようなキーパーソンが必要となる。

- 外国人高齢者の支援に当たっては、認知症等への対応能力のほか、言語や文化、歴史的背景の理解が必要となる。介護保険サービスにおいて、外国語対応に単位を認めるべきである。
- 言語の問題のため介護福祉士試験に合格できない、子育てのため正職員になれないなど、頑張ってもなかなか報われない人がいる。このような人たちに、来日後に日本語や生活面の知識を学ぶチャンスを設け、試験等についてもサポートをしてほしい。そして、このような人たちに永住の道が開けるように、永住者の在り方についても検討してほしい。

・第10回（令和3年5月13日）

一般社団法人新経済連盟

佐藤 創一 氏, 高橋 芳夫 氏

（意見のポイント）

- 外国人がもたらす多様性はイノベーションの源泉となるほか、人口減少への対応という面からも重要。一方で、国際的な人材獲得競争は激化しており、日本の魅力を高めていくには、官民双方の取組が重要である。
- 「官」には、何を目指し、どのような外国人を、どのように受け入れていくかという基本的なビジョンと戦略性の明確化をお願いしたい。
- また、その「戦略性」をベースに、在留資格制度等の見直し（特に多様なキャリアパスを可能にするという視点での制度設計）や、外国人の社会統合政策の更なる推進をお願いしたい。
- 外国人受入れ・共生政策では、企業をはじめ「民」の取組が重要。民間の積極的取組を支援いただくことで、より効果的な政策の実現が可能となる。
- 具体的には、まず移民受入れの基本的な考え方を「移民基本法」として示すとともに、これに基づいて、受入れ計画や社会統合政策の具体的な目標設定・KPIによる進捗管理をする必要がある。
- その上で、外国人の多様なキャリアパスを可能にする在留資格制度の構築が必要である。具体的には、「特定技能2号」の対象業種の拡大、在留資格「技術・人文知識・国際業務」から「特定技能1号」に移行する

外国人の家族帯同を認める特例措置の設置、「特定活動」46号¹の要件緩和等。

- また、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」は、課題×ターゲットというマトリクス構造で問題を構造化することが必要である。そのためには、ウェブサイトのレビュー、アンケート調査等により、データを集める仕組みが必要である。
- この点、ポータルサイトの設置など改善はみられるが、やさしい日本語や多言語による行政の情報発信について分かりにくい、どこに何があるのか分からないという声を聞くため、不断の見直しが必要ではないか。また、外国人在留支援センターも一層の周知及びそこで問題が解決するという信頼の醸成が必要である。
- 個別課題で言うと、住居の賃貸、銀行口座の開設、税金・保険料の納付など生活に密着したサービスについて、外国人に不親切・不合理な取扱いが多い。商慣習や行政サービスの見直しが必要である。
- 外国人住民の社会統合政策及び適正な在留管理といった観点から、マイナンバー及びマイナンバーカードは効果的に活用することが可能である。
- 民間における支援については、一部の企業は、外国人従業員の定着や共生のための日本語教育支援、生活支援、異文化・慣習への配慮等を実施している。税制等を通じて、国がこのような企業の積極的な取組を支援できないか。
- また、手続のデジタル化に関し、「オンライン利用率の大胆な引上げに係る基本計画」を踏まえて、着実に実行に移されていくことを期待する。

※詳細な結果概要については、出入国在留管理庁ホームページにおいて順次公表 (http://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/other_hearing.html)

¹ 本邦大学卒業者が本邦の公私の機関において、本邦の大学等において修得した広い知識、応用的能力等のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に従事する活動を認めるもの。